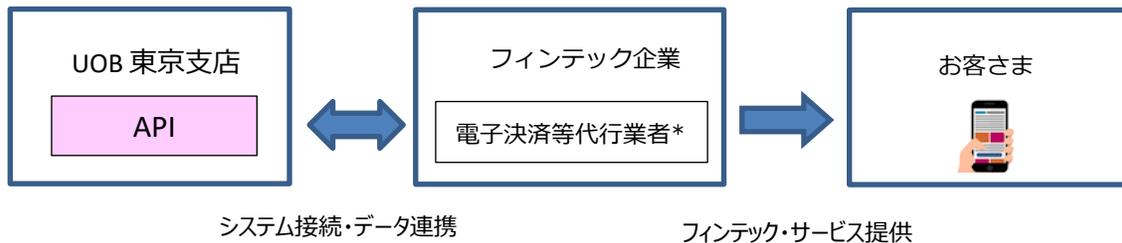


電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

1. 基本方針

ユナイテッド・オーバーシーズ銀行東京支店（以下、当行）は、銀行法等の一部を改正する法律附則第10条第1項の規定に基づく、「銀行の電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令第2条第一号の方針を次のように定めることとします。

当該内閣府令の趣旨は、銀行のAPI（Application Programming Interface）—つまり外部のサービス等と当行のシステム連携を可能にするためのプログラムやインターフェース—を外部の電子決済等代行業者に提供する場合には、セキュリティ・お客さま保護等を確保したうえで、適切な条件の下、システム接続・データ連携を行うことを方針を定めた上で行わなければならないとしているものです。



電子決済等代行業者は金融庁の登録が必要であり、下記のサービスを行うことができます。

決済指図伝達サービスは、顧客の委託に基づき銀行に対して決済指図（送金指示）の伝達を行うものです。具体的な例としては、顧客による決済指図を銀行に伝達して仕入や経費等の振込処理を可能としたり、決済・送金分野のスタートアップがアプリ等で顧客からの依頼を受け、銀行口座にある顧客の資金をもとに、銀行に対して決済指図を伝達して決済・送金を可能とするサービス等が挙げられます。

口座情報取得サービスは、金融機関における口座情報の取得を行うものであり、たとえば、個人向けの家計簿サービス、中小企業向けの会計サービス等です。

電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針

当行はその API への接続を許可することを行わない方針です。というのも現在、金融庁に登録されているフィンテック業者を含むいかなる外部のサービス業者にも本店の関係部署の事前承認なく解放することはできないからです。

2. 本件の担当部署

当行との連携及び協働についてご質問がある場合は以下までお問い合わせ下さい。

ユナイテッド・オーバーシーズ銀行 東京支店

Tel: 3596-7200